

高浜、隣県住民申し立てで

伊方再稼働

を呈し、運転を差し止める決定をした。仮処分は直ちに効力を持ったため、関電は今年再稼働したばかりの同原発を停止させた。

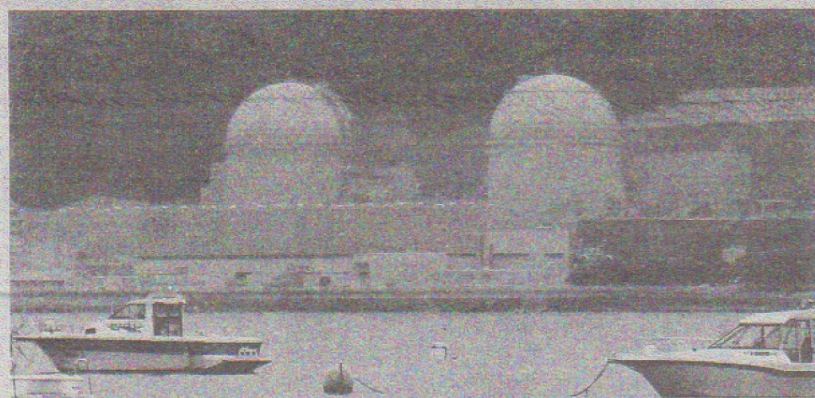
「いのちとわ湖を守る運転差し止め決定！」。東日本大震災から5年前にした3月9日。滋賀県大津市の大津地裁から駆け出してきた弁護士が垂れ幕を掲げると、集まった住民は「歴史的判断だ」と歓喜に包まれた。関西電力高浜原発3、4号機（福井県）の運転禁止を、隣接する滋賀県の住民が申し立てた仮処分。同地裁の山本義彦裁判長は、政

府が「世界一厳しい」とすも止めることができる」と決定は「動きだしてからで

稼働中の原発が司法判断で止まった初のケースだ。

とを実証。全国の電力事業

司法判断で運転できない状態が続く関西電力
高浜原発3、4号機＝7月14日、福井県高浜町



者に衝撃が広がり、「司法リスク」という言葉も飛び交い始めた。

原発立地県ではなく、周辺県の住民が居住地の裁判所に訴え出て差し止めを勝ち取った点でも注目を集めた。大分県の住民が最短45分先の対岸にある四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）を止めようと大分地裁に仮処分を申し立てたのと、同様の構図だ。

滋賀の申立人は高浜原発から約70キロまでのエリアに

居住。「東京電力福島第一原発のような事故が起きれば、琵琶湖が汚染され近畿圏の1400万人が飲料水を失う」などと訴えた。

大津地裁決定は、福島事故の原因究明が「道半ば」の状況で策定された新基準は、福島教訓を十分生かしていないのではないかと

指摘。「福島事故を経験したわが国民は、事故発生時に影響の及ぶ範囲の圧倒的な広さと避難に大きな混乱が生じたことを知っている」と、再稼働の審査に避難計画が含まれていないことにも疑問を突き付けた。伊方原発にも通じる問題だ。

決定後、関西の財界からは「一地裁の裁判長が国のエネルギー政策を左右してもいいのか」と、三権分立を無視した声が上がった。

関電社長も今後、逆転勝訴した場合に住民側へ損害賠償を請求する可能性に言及。裁判所や住民側へプレッシャーをかけた形だ。

だが、大津地裁は7月12日、関電が決定の取り消しを求めて申し立てた異議を退けた。2基は法的に運転できない状態が続く。関電は抗争し、舞台は大阪高裁に移った。

福井県若狭湾沿いは「原発銀座」と呼ばれる。異議審決定の2日後、高浜原発近くでは、多くの人が釣りをしていた。「原発がなかったら交付金も働き口もなくなる」「危ないとか言っていたいられない」。立地県と周辺県の思いは擦れ違っていた。